

重要事項説明書

1. (事業の目的)

指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター（以下「事業者」という。）は、介護保険法等の関係法令に従い、当該担当地域内に居住する、介護保険の認定結果「要支援1及び要支援2」の被保険者（以下「要支援者」という。）、または基本チェックリストの実施の結果、基準に該当した第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）に対し、介護予防サービス及び総合事業サービスによって、要支援者または事業対象者が生活機能の改善と心身機能の回復と維持、向上を図り、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう介護予防サービス計画または総合事業サービス計画を作成し、必要な介護予防サービス及び総合事業サービスなどが適正に提供できるように支援します。

2. (運営の方針)

担当職員は、要支援者または事業対象者等の意向、心身の状況、その置かれている環境等を総合的に勘案して適切な介護予防サービス計画または総合事業サービス計画を作成し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとします。

事業の実施にあたっては、地域の保健、医療、福祉などの関係機関との連携、調整に努めます。

3. (指定介護予防支援事業所及び地域包括支援センターの名称、所在地、指定番号等)

名 称：札幌市中央区第2介護予防支援事業所（札幌市中央区第2地域包括支援センター）

所 在 地：札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号

指定番号 介護予防支援事業所番号 0100500016

電話番号 (011)520-3668 FAX番号 (011)561-8300

4. (職員の職種、人数、職務内容)

- ・管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、指定介護予防支援事業所及び地域包括支援センター（以下「事業所」という。）の従業員の管理や業務の管理を一元的に行います。

- ・担当職員 12名（常勤）

保健師 2名 社会福祉士 5名 主任介護支援専門員 4名 介護支援専門員 1名

担当職員は、介護予防サービス計画または総合事業サービス計画の作成や関係機関との連携調整、相談、情報提供等に当たります。

- ・事務職員 1名（常勤）

事務職員は、事業所の必要な事務を行います。

5. (事業所の営業日、営業時間)

- ・営業日 月曜日から金曜日とします。

※土日祝日と年末年始（12月30日から1月3日）は休みです。

- ・営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとします。

12. (相談窓口・苦情対応窓口)

相談窓口・苦情対応窓口は次のとおりです

<p>① 苦情受付窓口</p> <p>札幌市中央区第2地域包括支援センター</p>	<p>氏 名 黄田 敦子</p> <p>所 在 地 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号</p> <p>電話番号 (011) 520-3668</p> <p>FAX番号 (011) 561-8300</p> <p>営業時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 ※土日祝日、年末年始(12月30日から1月3日は休みです)</p> <p>面 接 事前に連絡をお願いします。</p>
<p>②法人本部 総務部</p> <p>センターのほかに、上記でも相談をお受けします。</p> <p>遠慮なくお申し出下さい。</p>	<p>法 人 名 社会福祉法人 札幌慈啓会</p> <p>所 在 地 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号</p> <p>電話番号 (011) 561-8291</p> <p>営業時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 ※土日祝日、年末年始(12月30日から1月3日は休みです)</p>
<p>③ 第三者委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市社会福祉協議会 常務理事 菱谷 雅之 札幌市社会福祉協議会 電話番号 (011) 614-3345 ・ 弁護士 矢吹 徹雄 矢吹法律事務所 電話番号 (011) 231-5243 ・ 藤女子大学 特任教授 大友 芳恵 藤女子大学 電話番号 (0133) 74-3111
<p>④札幌市介護保険課</p>	<p>所 在 地 札幌市中央区北1条西2丁目</p> <p>電話番号 (011) 211-2972</p> <p>FAX番号 (011) 218-5117</p> <p>営業時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始は休みです)</p>
<p>⑤その他機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道国民健康保険団体連合会 <p>所 在 地 札幌市中央区南2条西14丁目</p> <p>電話番号 (011) 231-5175</p>

13. (賠償責任)

事業者は、サービスの実施にともない、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

14. (公正中立の確保)

介護予防サービス計画または総合事業サービス計画は、利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成するため、計画の作成にあたって、利用者は担当職員に以下のことを求めることができます。

- (1) 複数の介護予防サービス事業者及び総合事業サービス事業者の紹介を求めること。
- (2) 介護予防サービス計画または総合事業サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業者及び総合事業サービス事業者の選定の理由を求めること。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書 (要支援1、要支援2及び事業対象者の方)

____様（以下「利用者」という。）と札幌市中央区第2介護予防支援事業所（札幌市中央区第2地域包括支援センター）を運営する事業者（運営法人 社会福祉法人札幌慈啓会。以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、利用者に介護予防サービス計画または総合事業サービス計画を作成し、かつ、これにより立案された介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の支援が確保されるよう、介護予防サービス事業者及び総合事業サービス事業者や関係機関等との必要な調整と給付管理等を行います。

第2条（契約期間）

この契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第3条（介護予防サービス計画及び総合事業サービス計画作成の援助）

事業者は、担当職員、または事業者と委託契約を締結した介護保険法に定める指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員を担当者（以下「担当ケアマネジャー」という。）として指定し、介護予防サービス計画または総合事業サービス計画の作成を支援します。

2 担当職員または担当ケアマネジャーは介護予防サービス計画または総合事業サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

- 一 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族の意向を確認し、解決すべき課題の把握に努めること。
- 二 介護予防サービス事業者及び総合事業サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- 三 提供される介護予防サービス及び総合事業サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した介護予防サービス計画または総合事業サービス計画の原案を作成すること。
- 四 三の原案に位置づけたサービス等について、保険給付または総合事業の対象となるか否かを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から同意を受けること。
- 五 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合はこれに従うこと。
- 六 その他、担当ケアマネジャーは担当職員の指導や助言、利用者及び家族の意向をできる限り尊重すること。

第4条（介護予防サービス計画及び総合事業サービス計画作成後の援助）

担当職員または担当ケアマネジャーは、利用者及び家族と継続的に連絡を取り、サービス利用の実態を把握するように努めます。

- 2 担当職員または担当ケアマネジャーは、利用者が介護予防サービス計画及び総合事業サービス計画の変更を希望する場合には、再評価を行い、サービス計画の変更、要介護（要支援）認定申請の支援、関連事業者に連絡するなど、必要な支援を行います。
- 3 担当職員または担当ケアマネジャーは、利用者のサービス利用状況について、サービス利用に関する苦情等の相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理票の作成、提出ほか、関連機関との連絡調整を行います。

第5条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 第6条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - 三 第7条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - 四 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 五 利用者が要介護認定を受けた場合
 - 六 利用者が要支援認定更新時に事業対象者に移行せず、要支援認定を更新しなかった場合
 - 七 利用者が総合事業利用終了届出書を提出した場合
 - 八 利用者が事業者の担当区域外に転居したこと等により、事業者によるサービス利用が困難になった場合
- 2 事業者はこの契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者の同意を得て、利用者が指定する居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ等の調整を行うものとします。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には1か月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

- 2 利用者は、次の各号に事業者又は担当ケアマネジャーの所属する指定居宅介護支援事業所が該当する場合は、直ちに契約を解除することができます。
 - 一 担当職員又は担当ケアマネジャーが正当な理由無く、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠った場合
 - 二 担当職員又は担当ケアマネジャーが守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者が、指定取り消しや札幌市の委託を受けられないなど、事業を継続することが困難になった場合

第7条（センターの解約権）

事業者は、利用者又はその家族等が担当職員又は担当ケアマネジャー等に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行い、この契約の目的を達成することが不可能となった場合は、文書による30日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

第8条（秘密保持）

担当職員及び担当ケアマネジャーは、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 介護予防サービス計画または総合事業サービス計画の作成にあたっては、利用者に対し適切な支援を行うために、サービス担当者会議等の場においてサービス提供に必要な利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。この場合においても、前項に定める事項を守り、できるだけ利用者や家族に会議への参加を求め、また、会議の結果についても報告するとともに、本人及び家族の個人情報について事業の実施上関係機関等に提示する必要がある場合は、あらかじめ同意書により同意を得るものとします。

第9条（損害賠償）

事業者及び担当ケアマネジャーの所属する指定居宅介護支援事業者は、サービス実施にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、必要な措置をとり、その損害を賠償します。但し、利用者または家族に重大な過失がある場合は、その限りではありません。

第10条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第11条（記録の保存）

事業者は、利用者の介護予防サービス計画または総合事業サービス計画及びその実施状況に関する書類等を完了日より5年間保存します。

- 2 利用者及び家族が閲覧を希望した場合、事前の申し込みにより事業者の営業時間内にその事業所にて前項に関する記録を閲覧することができます。ただし、利用者は、前項の記録の複写物を希望する場合、実費相当額を支払うことが必要になります。

第12条（料金）

事業者の提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金については、原則として利用者の負担金はありません。

- 2 ただし、介護予防支援については、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦支払うものとします。但し、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後すみやかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 3 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の指定居宅介護支援事業者の担当ケアマネジャーを指定し、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供を訪問にて受ける場合には、交通費実費相当額を担当ケアマネジャーの所属する指定居宅介護支援事業者に支払うものとします。

第13条（苦情対応）

事業者は、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに苦情がある場合又は担当職員または担当ケアマネジャーが作成した介護予防サービス計画または総合事業サービス計画に基づいて提供された介護予防サービス及び総合事業サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応をします。

第14条（協議事項）

- 一 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 二 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方協議のうえ決定します。

第15条（特記事項）

この契約は、事業者が、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画及び総合事業サービス計画の作成を委託した場合、事業者に代わって指定居宅介護支援事業者が本契約の締結事務について代行することを認めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が署名のうえ、それぞれ1通ずつ保有するものとします。

私は担当職員及び担当ケアマネジャー、また事業者が業務を委託した指定居宅介護支援事業者の担当ケアマネジャーから重要事項及び契約書の説明を受けたことを確認します。

担当する職員

(職種) _____ (氏名) _____

委託先事業所名

(事業所名) _____

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

(指定介護予防支援事業所または地域包括支援センター)

事業者名 札幌市中央区第2介護予防支援事業所 (札幌市中央区第2地域包括支援センター)
(札幌市指定 事業所番号 0100500016)

運営法人名 社会福祉法人 札幌慈啓会
住 所 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号
代表者名 理事長 太田 眞 琴

(利用者)

住 所 札幌市 区

氏 名

(代理人)

住 所 札幌市 区

氏 名

(利用者との関係)